



保健福祉課からののお知らせ

本庁 保険衛生チーム
支所 民生チーム

TEL 0994-22-3044
TEL 0994-25-2511

■ 狂犬病予防法により生後 91 日以上の子には登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。

錦江町では、5月下旬に集団接種を予定しています。

犬を飼う場合は、次のような手続きなどが必要です。

🐾 犬を飼ったら役場へ登録しましょう。

新規登録手数料 3,000 円 (生涯 1 回)

🐾 毎年 1 回は狂犬病予防注射を受けましょう。

狂犬病予防注射料 2,850 円 (消費税含む)

※個別注射の料金については、動物病院に相談してください。

狂犬病予防注射済票交付手数料 550 円



🐾 その他の犬の手続きについて

役場へ届け出る事項

- 新規に犬を飼育した場合
- 飼い犬が死亡した場合
- 飼い犬を譲渡したり譲渡された場合
- 転入転出により居住場所が変わった場合
- 鑑札や注射済票を紛失した場合
- 犬がいなくなったり、犬を保護した場合

🐾 愛犬家のエチケット

- 犬の放し飼いは絶対にやめましょう。ご近所の迷惑になります。
- 散歩や運動をさせるときは、糞の後始末を確実にしましょう。
- 大型犬は、鍵付きのオリなど、施設の中で飼い、施設やけい留機具に欠陥がないか常に点検をしましょう。

🐾 保健所へ届け出る事項

- 飼い犬が人を傷つけた場合
- やむをえない事情で犬を飼えなくなり、引き取り先もない場合

【問い合わせ先】

鹿屋保健所
TEL 0994-52-2103



住民税務課 住民生活課からののお知らせ

本庁 住民チーム
支所 民生チーム

TEL 0994-22-3037
TEL 0994-25-2511

■ 特設人権相談所開設について

家庭内、近隣とのトラブル、いじめや差別などの問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。
なお、相談は無料で秘密は固く守られます。

日時：平成 26 年 6 月 2 日 (月) 午前 10 時～午後 3 時

場所：本所・支所 会議室

お詫びと訂正

4 月号の職員配置図の選挙管理委員会の委員長に「有川明宏」とありましたが「山下敏郎」さんの誤りでした。
訂正してお詫び致します。